

DSTY 防災規則

(2017年8月29日現在)

有事に際しては必要な措置に関する責任と調整は危機対策本部に委ねられる。学園長は学園全体に対して上位の指令権、決定権を持つ。防災コーディネーターは相談・助言役を担う。

地震発生時の行動

事態の深刻度：各自の知覚で判断

校内アナウンスをよく聞くこと！！

落ち着いて、話したり大声をあげたりしない - パニック状態になったり、重要なアナウンスを聞き漏らしたりしないために必ず守ること！

- 直ちにドアをひとつ開ける（避難路）
ドアが閉まらないよう、教員はドア枠の中に立つ。授業開始前には、教室の二つのドアの鍵がかかっていないことを常に確認すること。
- 教員以外は揺れが収まるまで机や椅子の下で落下物から身を守る。
- 体育館では、コート2面それぞれの中央付近に集まる。
- プールでは直ちに水から上がる。
- 校舎外へ避難するようにとの指示がない限り、その後通常通り授業を続行する。
- 校舎外へ避難する場合は直ちに運動場へ向かい、定められた位置に整列する（詳細は下記を参照）。
- 運動場へ向かう時はできるだけ窓や壁から離れて移動する。
- 大きな地震の発生後は、保護者またはホストファミリーに連絡が取れ、帰路が確保されてからでないと生徒を帰宅させてはならない。特にバス通学の生徒について必ずこれを守ること。学園の敷地を離れる許可は学園長が与える。危機対策本部はこれを正確な時刻と共に記録する。

校舎外への避難は原則として危機対策本部の指示があってから行う。

火災発生時の行動

警報：非常ベルが鳴り続ける

- 落ち着いて、話したり大声をあげたりしない - パニック状態になったり、重要なアナウンスを聞き漏らしたりしないために必ず守ること！
- 直ちにドアおよび窓を閉め、エアコンを消す（空気の流入を遮断）
- 教室内の生徒はドアを閉めたままの状態でもドアの前に並ぶ。教員はドアノブが熱いか、またその先の避難路が通れる状態かを確認する（煙の発生！）
- 避難路が通れる状態ならば、クラスの生徒は校舎外へ避難し運動場へ集合する。教員は最後に教室を出る。その際教室に残っている者がいないことを確認し、教室を出てドアを閉める。ただし鍵はかけないこと！
- 避難路が通れる状態でなければ（煙）、消防車の到着まで必ず教室内にとどまる。ドアと窓は閉めたままにし、窓にサインを掲げるなどして気づいてもらうようにする。

校舎外への避難方法

火災時または火災報知器が鳴った場合は、避難路が通れる状態ならば指示がなくても校舎外へ、地震の場合は指示があってから校舎外へ避難する。

1. 集合場所へ速やかに移動する（避難経路に従って）
 - a. 教員はクラス出席簿（「災害時点呼リスト」添付）とペンを携帯する。
 - b. 教員は生徒を誘導し、万一の場合は別の脱出経路を使う。
 - c. 火災報知器が鳴った場合は、生徒たちが教室を出た後教員がドアを閉める。

2. 運動場の定められた位置（各教室に掲示）に整列する

幼稚科：赤い運動場 サッカー場との境目に沿って、体育館に向かって右からグループごとに並ぶ。

初等科：赤い運動場 同じくサッカー場との境目に沿って、体育館に向かって右から、幼稚科に続いて学年の低いクラス順に並ぶ。

ギムナジウム：赤い運動場 幼稚科～初等科の整列ブロックと体育館の間。体育館に向かって右から学年の低いクラス順に並ぶ。

担当外教員、その他の DSTY 職員およびお客様：サッカー場 赤い運動場との境目付近に集合

3. 全員が揃っていることを確認

- クラス出席簿に添付の「災害時点呼リスト」を使って行う。クラス担任教員は、最新のリストを常時クラス出席簿に入れておかなければならない。
4. その時の担当教員が「災害時点呼リスト」を危機対策本部（赤い運動場の初等科校庭側階段付近）に伝達する。
 5. 危機対策本部の責任者は伝達された内容を確認し、校舎に入る許可を出すか、出すとすればいつかを定める。

休み時間に地震または火災（火災報知器発動）が起きた場合の行動

地震（地震訓練）

a) 5分休み（短い休み時間）

- 教室にいる生徒は全員が机の下で身を守り、揺れまたは訓練が終わるまでそのまま待つ。窓から離れること！
- 教室外にいる生徒は最寄りの最適な場所で身を守る。揺れまたは訓練

が終わったら、速やかに避難するとの指示がない限り、静かに教室に戻る。

- 次の授業の担当教員は、揺れまたは訓練の終了後直ちに教室に入る。

b) 15分休み、昼休み（長い休み時間）／課外時間

- 校庭および運動場にいる生徒は全員がその場所にとどまる。建物の壁や窓から離れること！揺れが収まったら、校舎外への避難指示が出た場合は速やかに運動場の指定集合場所に向かう。校舎内にいる生徒は直ちに身を守り、揺れが収まるのを待つ。揺れが収まれば速やかに運動場の指定の集合場所に向かう（校舎外への避難指示が出た場合）。次の授業の担当教員は運動場の担当クラスへ行き、危機対策本部で受け取ったリスト「災害時点呼リスト」を使って全員が揃っていることを確認する。

火災（火災報知器発動）が短い休み時間、長い休み時間／課外時間に起きた場合：

- 校舎内にいる者は全員、自主的に速やかに、定められた避難路で通行可能な経路を使って校舎外に避難する。
- すでに校舎外にいた生徒は、そのまま集合場所へ向かう。
- 次の授業の担当教員は危機対策本部で「災害時点呼リスト」を受け取り、速やかにクラス全員が揃っていることを確認する。

台風時等の下校時間繰り上げに関する対応

学園長または事務局が**校内アナウンス**で、学園長の指示による終業時間の繰り上げを知らせる。

教員は**連絡網の通りに電話をかけ始め**、保護者またはホストファミリーに終業時間の繰り上げを知らせる。さらに事務局からすべての保護者およびホストファミリー宛に一斉メールを送信する。

6年生から12年生

公共交通機関が運行している場合は、**6年生から12年生は下校とし、直ち**

に帰路につく。その時限の担当教員または代理の者が、学校の敷地を離れたことを正確な時刻も含めて記録する。

1年生から5年生

- 1年生から5年生の児童生徒は、自分（たち）だけで帰宅してはいけない。それぞれのクラスの帰宅児童リストに定められた方法に従う。
- 1年生から5年生で保護者に連絡がつかない児童生徒は、基本的に帰宅させてはならない。保護者が迎えに来るまでその時限の担当教員の監督下で学園に残る。3年生以上の児童生徒は、場合によって自分で帰宅してもよい。

幼稚科

幼稚科の園児については、保護者と取り決めた方法に従う。

- 園児は全員、保護者または保護者から依頼を受けた者が迎えに来るまで園内に残る。
- バス通園の園児は、保護者に連絡が取れ、バス停へ迎えが来ることが確認できた場合のみスクールバスで帰宅する。

災害時のスクールバス

大きな地震が起きた場合、スクールバスは可能な限り最寄りの避難場所まで行くようにし、学園または大使館へ連絡を試みる。運転手とバスマザー（乗っている場合）は子どものケアをする。さらに緊急時には年長の生徒が年下の子ども達の手助けをすることを求められる。

横浜 2017年8月29日

防災コーディネーター

ドミニク・ピューカ カトリン・クノット